酒類販売管理研修通信

Alcohol Beverages Information for Lecturer

平成 16 年 10 月　第３号
独立行政法人酒類総合研究所
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.nrib.go.jp

ご意見ご要望は、こちらまでどうぞ→　info@nrib.go.jp（酒類総合研究所ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）

Head Line（記事見出し一覧）

Ⅰ　モデルテキスト情報
　　改訂内容新旧対比表
Ⅱ　酒類販売管理研修の実施例
　　八戸小売酒販組合
Ⅲ　国税庁からのお知らせ
　　国税電子申告・納税システム（e-Tax）

(モデルテキスト改訂のため、研究所からのお知らせは、休ませていただきます。)

ライトアップされた
赤レンガ酒造工場

Ⅰ　モデルテキスト情報（改訂内容対比表）

平成１６年８月現在でモデルテキストの変更があった内容は巻末別冊・「平成 16 年８月現在・改定内容新旧対照表」のとおりです。

なお、研修実施団体の皆様からのご要望もあることから、改訂版モデルテキストを作成し近日中に公開することとしました。

（公開予定１１月１５日）

Ⅱ　酒類販売管理研修の実施例

第２号におきまして、国税庁からの情報提供による実施例（川越小売酒販組合主催の酒類販売管理研修）をご紹介しましたが、今回、青森県の八戸小売酒販組合から研究所へ情報の提供がありました。

具体的な例を挙げながらわかりやすく説明し、研修の効果を高めている例として、その筋書きをご紹介させていただきます。

>>

八戸小売酒販組合の酒類販売管理研修会の筋書き

（モデルテキストの章立てに沿っています。）

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

１　先ず導入部分で、「酒類とは」と称して定義を黒板に記載し、酒類の特性を説明し、併せて、ノンアルコールビールなどは清涼飲料であっても、わずかにアルコール分を含み、酒に弱い人は酔うこともあるため、自動車の運転などは注意が必要であると

説明します。

２　次に酒類（さけるい）と種類（たねるい）と読み方を区別して表現することを説明します。

３　第一章では、消費者が大量飲酒の果てに、健康を害して飲めなくなってしまうよりも、少しずつでも、長くお酒に親しみ飲んでいただいたほうがよいということを、適正飲酒とそれに関連する商売のあり方（商売は正しく永続することが第一である）として説明します。

４　未成年者飲酒防止の部分では、未成年者が飲むことを知って酒類を販売した場合には、販売した従業員だけでなく、経営者も管理責任を問われることと及び従業員にはパートやアルバイトも含まれることを説明し、注意を促します。

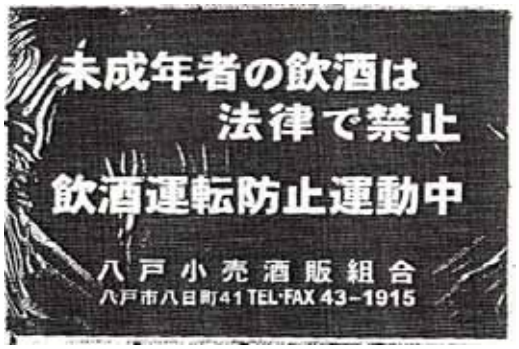

５　第四章では、健康面で「週休二日、休肝日を設ける」ことの大切さを説明し、J 字曲線を活用して、十和田湖を全国に知らしめた酒豪の「大町桂月」や「横山大観」の例を挙げます。

６　急性アルコール中毒では、急性アルコール中毒による搬送者数が年々増加の一途をたどっていることをグラフを描いて説明します。

７　第五章では、各酒類の凍結する温度を、各酒類の含有するアルコール分に「－」（マイナス）を付けた数字がその目安の温度であることを説明します。

８　清酒の並行複発酵の説明では、線路の絵を黒板に描き、糖化と醗酵が同時に行われること、他の酒類には例をみない清酒だけの特徴であることを説明します。

９　品質管理の重要性について、サングラスをかけて目を保護するという例を挙げ、肌が日焼けすると痛いですが、酒も同じように痛いのだと表現しています。受講者の皆さんは良く理解できると評判です。

１０　きき酒では、「覚えるより慣れる」ことが大事で、酒を一点だけできき酒しないで、家庭での晩酌でも二点でやってみる、店舗でも、セールスの方が新商品を持ってきたら、開封をして、従来の商品とどこが異なるか、利き猪口で比較することが、きき酒の上達方法である。ビールでも清酒でも、どんな酒類でも同様の方法をして自分なりのスタイルで、自分なりの表現方法で慣れてからお客様と親交を図っていくと、お客様も納得して抵抗がなく話にはいれますと説明します。

１１　きき酒の場合の口直しは、料理を楽しむ場合と違って、酒の特徴をぼかすような個性的な食物は避け、胃壁を保護してくれ、舌をリフレッシュしてくれるようなものを使用する。一般的には清酒の場合には豆腐などが最適と説明します。料理を楽しむならばまた別であるとも付け加えます。

１２　以上ですが、研修では極力黒板に書いて説明し、受講者の方々にも自分の手で書いてもらうようにしています。

>>

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

III　国税庁からのお知らせ

○　国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）

国税庁では、これまで書面により行われていた国税の申告や申請、納税等の手続きについて、インターネットを利用して行うことができる「国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）」を、本年６月１日から全国で開始しました。酒税関係の申請・届出等の手続きについては、現在ご利用が可能となっています。

ｅ－Ｔａｘを利用することで、税務署の窓口に赴くことなく、申請・届出等を行うことが可能となります。

自宅やオフィスでできる
国税電子申告・納税システム
e-Tax

詳しい情報はｅ－Ｔａｘホームページへ

http://www.e-tax.nta.go.jp

ｅ－Ｔａｘの最新情報やご利用にあたっての手続き等について説明しています。

お問合せ・ご不明の点はヘルプデスクへ

ｅ コクゼイ
０５７０－０１５９０１

利用時間：平日午前９時～午後５時

- 利用開始のための手続きやｅ－Ｔａｘソフトに関する質問にお答えします。
- ご利用時間については、今後変更する場合もありますので事前にｅ－Ｔａｘホームページで確認してください。
- 全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。